

定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 公明党

1 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書（以下「報告書」という。）において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る（P48）」等とされています。

これまでの議論や県民の声を尊重し、削減が必要と考える

具体的な案として、以下の2案を考えています。

- ① 前回の45議席を基本としたうえで、1票の較差を鑑み（伊勢市選挙区との整合性）
更に伊賀市選挙区を1減することにより、定数を44議席とする案

- ② 松阪市・多気郡を合区して6→5 1.23倍
伊勢市・度会郡を合区して6→5 1.52倍
志摩市・鳥羽市を合区して3→2 1.58倍
尾鷲市・北牟婁郡 2→1 1.64倍
熊野市・南牟婁郡 2→1 1.46倍
伊賀市選挙区 3→2 1.16倍

以上の定数減により51議席→45議席に削減する案

2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

（1）任意合区（強制合区）について

鳥羽市選挙区は、総定数51人以上の場合は任意合区（公職選挙法第15条第3項）の対象、総定数50人以下の場合は強制合区（同条第2項）の対象となります。どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること（P48）」等とされています。

志摩市と合区すべきと考えます。

(2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区（参考資料の「人口割実定数」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

＜参考＞報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること（P48）」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。（P37）」等とされています。

一人区であることによる無投票の可能性と、

二人区による無投票の可能性を比較した場合、両者にさほど大きな開きがあるとは思わない。

地域特性などを鑑みて、合区するより一人区でも単独選挙区を維持したほうが「良」と考えられる場合は、一人区を選択した方が良い。

(3) 特別の事情による定数配分について

ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区（参考資料の「定数増減」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

＜参考＞報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること（P48）」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること（P49）」等とされています。

現在「減」している選挙区は引き続き継続する。

「増」している選挙区は、合区や定数減で対応していくべき

イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差（参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

＜参考＞報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること（P49）」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること（P49）」「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい（P49）」等とされています。

選挙制度における一票の較差の問題はとても重要であると考えます。可能な限り「1」に近づけるべきと考えますが、数字だけに拘り過ぎず一定程度の範囲で、地域特性を尊重することも必要であると思います。
＊ただし、上限は2倍未満にすべきと考えます

「総定数について」で示した案では、最大1.64倍としています。

ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象（参考資料の下段「逆転現象の確認」参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

＜参考＞報告書において、「逆転現象については、解消すること（P49）」等とされています。

逆転現象については、次期県議会議員選挙において解消すべきと考えます。

3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。
また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

三重県議会の定数および選挙区の在り方については、前回の県議選において大きな争点の一つであったと認識しています。

三重県議会の活動や運営に対する県民の皆さんの関心事の中でこの問題に対する関心が特に高いと思いますので、新たな議員も含め、これまでの議論や検討会からの提言ならびに選挙期間中に聞いてきた県民の声をもとに、改めてしっかりと議論するべきであると考えます。

なお、結論が出る時期にかかるわらず、秋に発表予定である国勢調査の数字はきちんと反映するべきだと思います。